

確定申告 お忘れではないですか？

今年も確定申告の時期がやってきました。今年も2/17(月)受付開始～3/16(月)締切となります。**期限を過ぎると青色申告特別控除の減額、加算税、延滞税の対象**となる場合がありますので、期限厳守です。

I どのような場合に確定申告が必要となるでしょうか？

確定申告が必須です 3/16までに申告しましょう	給与を2か所以上から受け取っている方・給与収入2,000万円超の方 事業所得、不動産所得、雑所得(副業収入、民泊など)がある方 不動産譲渡(マイホーム含む)や株式等(FX、仮想通貨)売買をして利益が出た方 住宅ローン控除適用初年度の方 ふるさと納税をしたが、ワンストップ特例申請(寄付先5か所まで)をしていない方
確定申告するとおトクです	年間の医療費が10万円を超える方 マイホームを売って損が出た方・株式の売買で損が出た方 雑損控除が適用できる方・義援金などの寄付を行った方
確定申告は不要です	1か所からの給与収入のみで、年末調整をしており、かつ、給与以外の副業の利益(収入ではない)があっても20万円以下の方

※上記は一例ですので、判断に迷われる場合は、ご相談ください。

II 確定申告すると還付金が受け取れる場合があります

上記の表の「確定申告するとおトクです」の方については、本来は確定申告不要ですが、確定申告をすることにより、給与などの収入から**天引きされている所得税の還付などを受けられる**ことがあります。

年間の医療費が10万円を超える	年間の医療費が10万円(または所得の5%のいずれか低い額)を超えた場合に、超えた金額を最大200万円まで 所得から控除でき 、還付金が受け取れます。 対象の医療費(Ⅲ参照) を集計してください。
マイホームを売って損が出た	5年超所有していたマイホームを売って損が出た場合、 損失の金額 か、売却金額を返済に充てても残った 住宅ローン残額 のいずれか少ない金額(買い替えの場合損失の金額)を 所得から控除 できます。また、1年間で控除しきれない金額については 3年間の繰越 が認められます。
株の売買で損が出た	株の売買による損失は、確定申告することにより、 3年間の繰越 ができます。 ※確定申告することにより、扶養控除が適用できなくなったり、国民健康保険料が上がる場合があるので注意してください。
雑損控除が適用できる 又は 義援金などの寄付を行った	去年は災害の多い年でした。 災害により、自宅を修繕した などの場合、領収書の添付があれば、 雑損控除 として、その金額を 所得から控除 することができます。また、義援金など寄付を行った方は寄付先に応じて 寄付金控除を適用 することができます。

III 対象となる医療費、対象とならない医療費

医療費控除の対象 ○	医療費控除の対象外 ×
医師の指示による差額ベッド代	本人希望による差額ベッド代
治療のための医薬品(市販薬含む)	予防のためのビタミン剤等(サプリメント)、予防接種
通院のための公共交通機関	通院のためのタクシー(やむを得ない場合は対象)
レーシック(眼科)、インプラント(歯科)、治療目的の歯列矯正	美容目的の歯列矯正
介護保険サービスについては、事業者が発行する領収書に対象が記載されています。	

医療費は**同一生計親族の分を合算**することができますので、ご家族分も漏れのないよう集計しましょう。

高額医療費の払い戻しや生命保険の**保険金を受け取った場合**、医療費から**マイナス**して判定します。

医療費が10万円未満の場合も、ドラッグストアなどレシートで「**セルフメディケーション税制**」の

対象品目(※や★などの目印があります)が**年間12,000円以上**で、かつ、**検診、予防接種**

などを受けていれば、12,000円を超えた金額について**所得から控除**することができます。

